

特定非営利活動促進法施行条例（平成十年福井県条例第三十二号）

（趣旨）

第一条 この条例は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設立認証申請書の記載事項等）

第二条 法第十条第一項の申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 申請者の氏名および住所または居所
 - 二 設立する特定非営利活動法人の名称
 - 三 設立する特定非営利活動法人の代表者の氏名
 - 四 設立する特定非営利活動法人の主たる事務所およびその他の事務所の所在地
 - 五 定款に記載された目的
- 2 法第十条第一項第二号八に規定する条例で定める書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書面で、申請の日前六月以内に作成されたものとする。
- 一 役員が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の適用を受ける者である場合
同法第十二条第一項の住民票の写し
 - 二 役員が外国人登録法(昭和二十七年法律第二百五号)の適用を受ける者である場合
同法第四条第一項の外国人登録原票の記載内容を証明する市町村(東京都の特別区および地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあっては、区)の長が発給する書面
 - 三 役員が前二号に該当しない者である場合 当該役員の住所または居所を証する権限のある官公署が発給する書面
- 3 前項第三号に定める書面が外国語で作成されている場合には、翻訳者名を明記した日本語の訳文を添付するものとする。

（社員総会の表決に係る電磁的方法）

第二条の二 法第十四条の七第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって条例で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイまたはロに掲げるもの
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(定款変更認証申請書の記載事項)

第三条 法第二十五条第四項の申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 申請に係る特定非営利活動法人の名称および代表者の氏名
- 二 定款の変更の内容
- 三 定款の変更の理由

(事業報告書の記載事項)

第四条 法第二十八条第一項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 事業の実施状況(特定非営利活動に係る事業以外の事業を行っているときは、当該事業の内容)
- 二 社員総会および理事会その他の役員会の開催状況

(事業報告書等の提出時期)

第五条 法第二十九条第一項の規定による事業報告書等、役員名簿等および定款等の提出は、毎事業年度終了の日後三月を経過する日までにするものとする。

(事業報告書等の閲覧の請求)

第六条 法第二十九条第二項または第四十四条第三項の規定による閲覧の請求をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名および住所または居所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)
- 二 請求に係る特定非営利活動法人の名称
- 三 請求に係る書類の名称

(解散の認定の申請)

第七条 法第三十一条第二項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 解散する特定非営利活動法人の名称および代表者の氏名
- 二 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功が不能となるに至った理由および経緯
- 三 残余財産の処分方法

(残余財産の譲渡の認証の申請)

第八条 法第三十二条第二項の認証を受けようとする清算人は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 解散した特定非営利活動法人の名称
- 二 清算人の氏名および住所または居所
- 三 譲渡すべき残余財産
- 四 残余財産の譲渡を受ける者

(合併認証申請書の記載事項等)

第九条 法第三十四条第四項の申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地
 - 二 合併後存続する特定非営利活動法人または合併により設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地
 - 三 定款に記載された目的
- 2 第二条第二項および第三項の規定は、法第三十四条第四項の申請書に添付する書類について準用する。

(情報通信技術利用法の適用)

第十条 知事は、法第四十四条の二第一項に規定する申請、届出および提出(第四項において「申請等」という。)について、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。)第三条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

- 2 知事は、法第四十四条の二第一項に規定する通知および交付(第四項において「通知等」という。)について、情報通信技術利用法第四条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用して行うことができる。
- 3 知事は、法第四十四条の二第一項に規定する縦覧および閲覧(以下「縦覧等」という。)について、情報通信技術利用法第五条第一項の規定により、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に記録されている事項または当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。
- 4 前三項の規定により行う申請等、通知等および縦覧等に関し必要な事項は、規則で定める。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第十一条 法第四十四条の三に規定する作成、備置きおよび閲覧については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)第三条第一項、第四条第一項および第五条第一項の規定により、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成、備置きおよび電磁的記録に記録されている事項または当該事項を記載した書類の閲覧を行うことができる。

- 2 前項の規定により書面の作成、備置きおよび閲覧に代えて行う当該書面に係る電磁的記録の作成、備置きおよび電磁的記録に記録されている事項または当該事項を記載した書類の閲覧に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法の施行の日(平成十年十二月一日)から施行する。

附 則(平成一五年条例第一五号)

この条例は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則(平成一八年条例第一一号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一八年条例第五七号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年三月一日から施行する。

附 則(平成二十年条例第五十号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。